募集要項の改訂について

令和8年11月16日から掲載しました募集要項にある募集対象業種について、追記（赤字）しましたので、下記ページをご確認ください。

記

1.西部工業団地（第3期）募集要項　P.3
2.藤岡インターチェンジ西産業団地（第2期）南地区・北地区　募集要項　P.5

◎改訂前

2.募集対象業種

原則として、製造業、情報通信業、運輸業など藤岡市企業誘致促進条例施行規則第3条第1項に定める業種とします。

↓

◎修正後

2.募集対象業種

原則として、製造業、情報通信業（データセンターその他これに類する施設は除く）、運輸業など藤岡市企業誘致促進条例施行規則第3条第1項に定める業種とします。

（募集対象業種に合致しているか等、ご不明な点がございましたら、ご相談ください。）

※北部工業団地（第2期）募集要項の改訂はありません。

令和8年11月19日

藤岡市土地開発公社